

財務省告示第四百二十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年十月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十八年十一月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百四十九回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替

四 発行方法

機関は日本銀行とする。
札（以下「価格競争入札」という。）による「価格競争入札」という。以下「価格競争入札」という。において、価格競争入札と同時に価格競争入札において、価格競争入札を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格による発行（以下「非とするものによる発行（以下「非

										七	
										口	イ
										払込	
										金額	
										八	口
										二	
										八	
										口	イ
										振替	
										金額	
										九	八
										最	
										低	
										額	
										面	
										金	
										五	
										万	
										円	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										四	
										千	
										八	
										百	
										六	
										十	
										億	
										六	
										千	
										九	
										百	
										万	
										八	
										千	
										百	
										六	
										十	
										兆	
										五	
										千	
										三	
										百	
										二	
										億	
										六	
										千	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	
										四	
										十	
										億	
										六	
										千	
										六	
										百	

の 經 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年 ○
募 入 七
は 払 込 決 定 の セ ン ト
式 によ り 算 出 し た 加 え 受 け た 者
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7 \times 1}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
について、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を發行時
に、又は外国法人である者が非
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は
の国税率が適用された金額を控除

十四 初期利子

平成十九年四月十五日を支払期とする。平成一〇年四月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十年十月十五日額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

二十 払込期日

平成十八年十月十六日